

令和8年度大和村ふるさと納税 返礼品提供事業者 募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度により大和村（以下「本村」という）へ寄附を行った村外在住の方に対して、お礼の意味を込めた商品やサービス（以下「返礼品」という）を進呈することにより、本村の魅力発信、産業振興、交流人口の増加を図るため、新たに提供いただける品物やサービスを募集する。

2. 事業者の要件

登録できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法など各種法令等に従った事業活動等を行っていること。
- (2) 原則として大和村内に事業所（本社、支店は問わない）を有する法人、団体、または個人事業主であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (6) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。
- (7) 提供する商品やサービスについて、安定供給ができ、管理・運営体制（品質、安全、衛生等）が整っていること。ただし、数量や期間限定等の商品やサービスも可とするが、提供開始・終了時期については随時連絡調整が行えること。

3. 返礼品について

- (1) 総務省が定める地場産品基準に適合する商品であること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 十分な科学的根拠に基づかない効果、効能等をうたうものではないこと。
- (4) 大和村の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (5) 食料品については、発送から1週間以上の賞味期限が保障されるもの。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、商品が適切に寄附者の手元に届くように配慮すること。

4. 事業者の業務内容

(1) 返礼品の受注に係る業務

- ① 返礼品の在庫管理
- ② 返礼品の受注（管理システムを使用）

(2) 返礼品の発送に係る業務

- ① 返礼品の調達及び発送準備をすること。
- ② 返礼品の産地及び製造地、品質に関する問い合わせに対応できる事業者の連絡先を表示すること。
- ③ 返礼品の特性上必要な場合は、取り扱い方法、解凍方法、調理方法等を記載した説明書を同梱すること。なお、自社商品のカタログ・チラシ等については、必要に応じて同梱することができる。
- ④ 返礼品の発送ごとに管理システムの更新をすること。
- ⑤ 出荷依頼があった場合、原則1ヵ月以内に返礼品を発送すること。ただし、繁忙期や返礼品の調達に一定の期間を要するものは除く。

(3) 寄附者及び配送業者からの問い合わせ対応に係る業務

- ① 寄附者からの問い合わせには、内容を疑うことなく寄附者目線による誠実な対応に努めること。
- ② 返礼品の品質に関する問い合わせ等については、速やかにその内容を村又は中間事業者へ報告すること。

5. 費用負担について

- (1) 送料は原則として本村が負担する。
- (2) 商品の梱包に関する費用は、返礼品提供事業者の負担とする。
- (3) 上記の梱包費用は商品価格に含む。
- (4) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申し入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合は、村が再送を指示した場合にその費用を負担する。寄附者の都合等、返礼品提供事業者に責任のない理由により再配送を行った場合は、本村と事前に協議し、その費用負担を決定する。 ※瑕疵^{きず}=傷や欠点、本来あるべき品質や機能が欠けている状態

6. その他

- (1) 本村は、返礼品の画像、商品名、事業者名などをふるさと納税ポータルサイトに掲載する。また、村が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。

- (2) 事業者所在地、連絡先、担当者等が変更となった場合、本村に報告すること。
- (3) 本村は、事業者又は返礼品が次のいずれかに該当するとき、当該事案を審査し、継続が認められないとの判断に至った場合は、事業者に対し登録の取消を通知する。
 - ① 本募集要項「2.事業者の要件」「4.事業者の業務内容」に定める要件に適合しなくなった場合
 - ② 「3.返礼品について」を遵守できない場合
 - ③ 提出書類に虚偽があった場合
 - ④ 食品表示法等の関係法令に違反があった場合
 - ⑤ 本村に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 寄附者の個人情報、返礼品の発送及び寄附者からの問い合わせ以外の目的に使用してはならないこと。

7. 応募の手続き方法

下記の書類を提出された後、村が審査を行います。認定可能と判断した場合には、総務省とのふるさと納税の返礼品の適合性についての協議を行います

(1) 提出書類

- ① 大和村ふるさと納税 返礼品提供事業者登録 申請書及び誓約書（第1号様式）
- ② 大和村ふるさと納税 返礼品申請書（第2号様式）

(2) 提出先・問い合わせ先

提出は、原則としてE-mailによる。E-mailにより提出できない場合は、郵送での提出、もしくは役場へ持参すること。

大和村 企画観光課 ふるさと納税係

住所：〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

電話：0997-57-2117

Email：kikaku@vill.yamato.lg.jp